

日野市空き家活用等アドバイザー派遣制度のご案内

＜制度案内の主旨＞

日野市では、空き家（空き地や低未利用空間を含む）の活用や住宅地における地域活動の推進を目的として、活動しようとする方に対し、アドバイザー（空き家活用・広報チラシ等のイラストやデザイン・DIYワークショップ・建築やランドスケープの設計などについて経験を有する方）を派遣する制度を設けています（令和3年度から新制度として運用）。

制度を円滑に運営していくためには、多分野の業務に携わる方々を日野市のアドバイザーとして登録する必要があります。そのため、本制度の主旨や内容をご理解いただき、日野市の空き家活用等アドバイザーとしてご登録の申請をしていただきたく、制度の概要をお伝えするものです。

＜アドバイザーの登録要件＞

◆日野市の空き家活用等アドバイザーとして登録の申請をできる方（個人・法人いずれも可）は、以下の業務に関する知識及び実績を有する方となります。

- 1）空き家活用または地域の場づくりに係る企画、仲介、ファシリテーター、運営等
- 2）イベントや活動に係る広告紙のデザイン、イラスト作成等
- 3）イベントや活動に係る企画、実施、ワークショップの開催等
- 4）建築またはランドスケープの設計、図面または内観図作成、改修、DIYワークショップ等

＜アドバイザーが対応する相談内容＞

◆アドバイザーに対応する相談者と相談内容は、以下を想定しています。

相談者：・市の空き家活用マッチング制度により空き家を活用しようとする者

・市の住宅地活動支援制度により住宅地での空きスペースを活用して地域活動しようとする住民（3名以上）、市民活動団体、社会福祉法人など

相談内容：空き家活用または地域活動の実現に向けて、活動場所の見込みがある相談者の相談で、上の「アドバイザーの登録要件」の業務内容に関すること

＜アドバイザーの派遣について＞

◆相談者に対してアドバイザーを派遣する事務は、以下の流れを想定しています。

- 1）相談者が、市に派遣申請書（1号様式）を提出
- 2）市は、相談者の希望や相談内容を踏まえ、対象となるアドバイザーに派遣の依頼を相談
- 3）アドバイザーが派遣を承諾した場合は、市は、相談者に派遣する旨の通知（2号様式）を送付し、アドバイザーには改めて派遣依頼（3号様式）を送付。
- 4）依頼を受けたアドバイザーは相談者に連絡し、派遣日の日程調整等を行う。
- 5）アドバイザーは基本的に相談者の現地に訪問し、相談の対応をする。
 - 1回の派遣相談は、最大3時間まで（移動時間含まず）
 - 1つの活動について相談できる回数の上限は、空き家の活用では5回、地域活動では10回（空き家の活用で地域貢献となる場合は10回まで可能）
- 6）相談対応したアドバイザーは、派遣業務の実施状況の報告書（4号様式）を市に提出

＜アドバイザーへの費用支払い＞

◆市は派遣の報告を受けたとき、アドバイザーへ謝礼金を以下の派遣業務時間に応じてお支払いします。

派遣業務時間（移動時間含まない）	謝礼金の額
1 時間以内の場合	1 万 5 千円
1 時間を超え 2 時間以内の場合	2 万 5 千円
2 時間を超えた場合	3 万円

※その他ご負担された交通費や消耗品費等の費用はお支払いしません。

◆また、相談者が継続して同じアドバイザーの派遣を受け、そのアドバイザーが以下の追加業務を行った場合は、謝礼金に追加費用を加算してお支払いします。

追加業務	追加費用
事例紹介などの資料の作成（情報提供などの内容）	5 千円
提案などの資料の作成（一般的打合せに要する内容）	1 万円
イラスト、図面、内観図等の作成（表現力、専門性を要する内容）	2 万円

＜アドバイザーへのお願い＞

◆市に登録されたアドバイザーの方は、以下の行為をなさらぬようお願いします。

- 1）派遣業務で知り得た情報を無断でもらすこと。（相談者と市の了解があった場合は除きます）
- 2）派遣業務に関し、相談者から金銭などを受け取ること、また金銭などを請求すること。
- 3）派遣業務に関し、アドバイザー自身の利益を図るために応答する、または誘導すること。
- 4）派遣業務に関し、相談内容に関連のない営業行為または勧誘を行うこと。
- 5）その他、社会通念上、不適切な行為を行うこと。

＜アドバイザーの登録の手続き＞

◆市にアドバイザーの登録をしようとする場合は、登録の申請書（8号様式）に、登録要件の実績に関する資料などを添付して、提出してください。

◆市は内容を確認し、登録通知書（9号様式）を送付します。

◆登録の有効期間は登録日から2年間です。

◆市は、登録したアドバイザーの情報（登録申請書で◇の付いた項目）をリスト化（10号様式）しホームページに公開し、必要に応じて窓口等で配布します。

◆市は、アドバイザーから登録抹消のお申し出があったとき、お願い事項に違反されたときには、登録を抹消します。

※その他詳細については、日野市空き家活用等アドバイザー派遣事業実施要綱をご覧ください。

＜お問い合わせ先＞

◇日野市まちづくり部都市計画課住宅政策係
 ◇電話番号:042-514-8371（直通）
 ◇メールアドレス:tosikei@city.hino.lg.jp

この制度、または市の空き家活用に係る制度は以下の方法により市 HP の情報を参照ください。

＜ウェブサイトでの検索＞ ＜QRコード読み込み＞

「日野市空き家対策」で検索



多くの方のアドバイザーの登録の申請をお待ちしています。ご関心がある、ご不明点ありましたら、お気軽に市役所まで、お問い合わせください。

